

山口県報

平成24年
3月30日
(金曜日)

目 次

告示

- 一 下関都市計画区域の変更(都市計画課).....
- 二 豊浦都市計画区域の変更(都市計画課).....
- 二 下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....
- 二 豊浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....
- 二 下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(都市計画課).....
- 二 下関都市計画臨港地区の変更(都市計画課).....
- 三 豊浦都市計画道路の変更(都市計画課).....
- 三 宇部都市計画区域及び山陽都市計画区域の変更(都市計画課).....
- 三 宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....
- 三 宇部都市計画道路及び山陽都市計画道路の変更(都市計画課).....
- 四 宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道の変更(都市計画課).....
- 四 山口都市計画区域、小郡都市計画区域、阿知須都市計画区域及び秋穂都市計画区域の変更(都市計画課).....
- 四 山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、阿知須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....
- 四 山口都市計画道路、小郡都市計画道路及び阿知須都市計画道路の変更(都市計画課).....
- 五 山口須都市計画公園及び阿知須都市計画公園の変更(都市計画課).....
- 五 山口都市計画土地区画整理事業及び小郡都市計画土地区画整理事業の変更(都市計画課).....
- 五 萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....
- 五 防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....
- 六 周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....
- 六 周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(都市計画課).....
- 六 周南都市計画臨港地区の変更(三件)(都市計画課).....

周南都市計画、熊毛都市計画、大和都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道の変更(都市計画課).....

大和都市計画区域及び熊毛都市計画区域の変更(都市計画課).....

大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに熊毛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....

熊毛都市計画道路の変更(都市計画課).....

大和都市計画公園の変更(都市計画課).....

柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....

長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....

美祢都市計画区域及び秋芳都市計画区域の変更(都市計画課).....

美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋芳都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....

小野田都市計画区域の変更(都市計画課).....

小野田都市計画風致地区の変更(都市計画課).....

小野田都市計画臨港地区の変更(都市計画課).....

小野田都市計画道路及び山陽都市計画道路の変更(都市計画課).....

小野田都市計画公園及び山陽都市計画公園の変更(都市計画課).....

小野田都市計画緑地の変更(都市計画課).....

小野田都市計画墓園の変更(都市計画課).....

大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....

東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....

田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....

平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....



山口県告示第百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項の規定において準用する同条第一項の規定により、下関都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画区域の名称

下関都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

除外する土地の区域
下関市大字内日下、大字内日上、大字植田及び大字蓋井島

山口県告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項の規定において準用する同条第一項の規定により、豊浦都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画区域の名称

下関北都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

追加する土地の区域

下関市菊川町大字上岡枝、菊川町大字貴飯、菊川町大字久野、菊川町大字西中山、菊川町大字東中山、菊川町大字下岡枝、菊川町大字檜崎、菊川町大字上保木、菊川町大字吉賀、菊川町大字椈ノ木、菊川町大字日新、菊川町大字道市、菊川町大字下保木、菊川町大字轡井、菊川町大字田部、菊川町大字上大野、菊川町大字七見、菊川町大字上田部、菊川町大字下大野、大字内日下、大字内日上、大字植田及び大字蓋井島

山口県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 変更の内容

区域区分の決定の有無及びその方針、都市計画の目標並びに主要な都市計画の決定

の方針

山口県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、豊浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画臨港地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画臨港地区長府臨港地区
- 二 変更の内容
区域の変更

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画臨港地区新港臨港地区
- 二 変更の内容
地区の追加

山口県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、豊浦都市計画道路を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
下関北都市計画道路三・四・二下畔二ノ浜線
下関北都市計画道路三・四・二二ノ浜中下線
- 二 変更の内容
名称の変更

山口県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項の規定において準用する同条第一項の規定により、宇部都市計画区域及び山陽都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画区域の名称
宇部都市計画区域

- 二 都市計画区域の変更に係る土地の区域
除外する土地の区域
山陽小野田市厚狭一丁目、桜一丁目、桜二丁目、大字厚狭、大字山野井、大字鴨庄、大字山川、大字福田、大字植生、大字郡及び大字津布田（ただし、大字植生、大字郡及び大字津布田の地先公有水面を含む。）

山口県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び宇部市土木建築部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画道路及び山陽都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び宇部市土木建築部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
宇部都市計画道路三・三・三十七逢坂線
- 二 変更の内容
名称、位置及び区域の変更

山口県告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画及び山口都市計画下水道宇部市、山口市公共下水道

二 変更の内容

名称の変更

山口県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項の規定において準用する同条第一項の規定により、山口都市計画区域、小郡都市計画区域、阿知須都市計画区域及び秋穂都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

都市計画区域の名称

山口都市計画区域

山口県告示第二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、阿知須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第三百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山口都市計画道路、小郡都市計画道路及び阿知須都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路一・四・三山口宇部線

山口都市計画道路一・四・四山口宇部線

山口都市計画道路一・四・五国道二号駅南開作線

山口都市計画道路一・四・六山口宇部線

山口都市計画道路一・四・七山口宇部線

山口都市計画道路三・三・二十六仁保津小郡開作線

山口都市計画道路三・三・二十七新山口駅前田線

山口都市計画道路三・四・二十八新山口駅昭和通り線

山口都市計画道路三・四・二十九船倉中開作線

山口都市計画道路三・五・三十柳井田柏崎線

山口都市計画道路三・五・三十一新山口駅通り線

山口都市計画道路三・五・三十二昭和橋山手線

山口都市計画道路三・四・三十六新町線

山口都市計画道路三・四・三十七長谷線

山口都市計画道路三・四・三十八黄金給領線

山口都市計画道路三・四・三十九船倉東割線

山口都市計画道路三・四・四十一阿知須駅通り線

- 山口都市計画道路三・四・四十二本町通り線
 - 山口都市計画道路三・四・四十三中央線
 - 山口都市計画道路三・四・四十四縦貫線
 - 山口都市計画道路三・四・四十五海岸線
 - 山口都市計画道路三・四・四十六岡山線
 - 山口都市計画道路三・四・四十七新海岸線
- 二
変更の内容
名称の変更

山口県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山口都市計画公園及び阿知須都市計画公園を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画公園九・六・二山口きらら博記念公園
- 二 変更の内容
名称の変更

山口県告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山口都市計画土地地区画整理事業及び小郡都市計画土地地区画整理事業を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画土地地区画整理事業小郡駅南土地地区画整理事業

- 二 変更の内容
名称の変更

山口県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び萩市歴史まちづくり部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容
区域区分の決定の有無及びその方針、都市計画の目標並びに主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、下松市建設部都市計画課、光市建設部都市整備課及び周南市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容
区域区分の決定の有無及びその方針、都市計画の目標並びに主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、下松市建設部都市計画課、光市建設部都市整備課及び周南市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区下松臨港地区

- 二 変更の内容
名称の変更

山口県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区光臨港地区
- 二 変更の内容
名称の変更

山口県告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区大島臨港地区
周南都市計画臨港地区栗屋臨港地区
周南都市計画臨港地区晴海臨港地区
周南都市計画臨港地区徳山港町臨港地区
- 二 変更の内容
区域の変更

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区御影臨港地区
- 二 変更の内容
地区の追加

山口県告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画、熊毛都市計画、大和都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、周南市都市整備部都市政策課、光市建設部都市整備課及び岩国市都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画、周南東都市計画、周東都市計画及び玖珂都市計画下水道周南流域下水道
- 二 変更の内容
名称の変更

山口県告示第四百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項の規定において準用する同条第一項の規定により、大和都市計画区域及び熊毛都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画区域の名称
周南東都市計画区域
- 二 都市計画区域の変更に係る土地の区域
追加する土地の区域
光市上島田七丁目の一部、上島田八丁目の一部、上島田九丁目の一部、大字小周防並びに大字立野字岩嶽、字観音浴、字奥山ノ神、字寺浴、字庄ノ田、字台ノ田、

字嶋谷、字柏原、字松ヶ谷、字前山ノ神、字地板、字乗背倉、字森ノ下、字下松屋、字中松屋、字前柏原、字奥柏原、字三郎ヶ谷、字竹ノ下、字上松屋、字上乘倉、字藤尾、字師藤尾、字五反田、字三歩市、字下乗倉、字奥西迫、字東三歩市、字奥叶松、字毛庵迫、字中西迫、字前西迫、字上和郎浴、字正田、字西三歩市、字堂ノ下、字鍛冶屋、字安森、字前叶松、字森ヶ峠、字下曾屋、字下和郎浴、字大門、字大浴、字上曾屋、字六ヶ坪、字中村、字中用作、字慶周寺、字向房、字一ノ瀬、字辨才天、字蔵本、字奥慶周寺、字迫、字本安、字影ノ平、字柳原、字羽佐田、字下定徳、字一ノ谷、字花ノ木、字奥ヶ迫、字中定徳、字定徳、字浄仙、字二又迫、字小原、字姥ヶ谷、字北原、字長迫、字高畠、字石見堂、字石佛、字伏尾、字切詰、字半田、字四郎丸、字石ノ口、字岡ノ迫、字下石佛、字小尺田、字未登志、字上綱、字同免、字生ノ迫、字大下、字平原、字神ノ前、字大久保、字立ヶ迫、字片山、字大迫、字土地及び字大ヶ浴の一部

山口県告示第四百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに熊毛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、光市建設部都市整備課及び周南市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、熊毛都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南東都市計画道路三・四・五百一西原安田線
周南東都市計画道路三・四・五百二高水笠野線
周南東都市計画道路三・四・五百三本町中村線
- 二 変更の内容
名称の変更

山口県告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、大和都市計画公園を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南東都市計画公園六・五・一大和総合運動公園
- 二 変更の内容
名称の変更

山口県告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項の規定において準用する同条第一項の規定により、美祢都市計画区域及び秋芳都市計画区域を次のとおり変更した。
平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

都市計画区域の名称
美祢都市計画区域

山口県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋芳都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び美祢市建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
美祿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項の規定において準用する同条第一項の規定により、小野田都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画区域の名称
山陽小野田都市計画区域
- 二 都市計画区域の変更に係る土地の区域
追加する土地の区域
山陽小野田市厚狭一丁目、桜一丁目、桜二丁目、大字厚狭、大字山野井、大字鴨庄、大字山川、大字福田、大字埴生、大字郡及び大字津布田（ただし、大字埴生、大字郡及び大字津布田の地先公有水面を含む。）

山口県告示第五百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市産業建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第五百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、小野田都市計画風致地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市産業建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽小野田都市計画風致地区江汐風致地区
山陽小野田都市計画風致地区菩提寺山風致地区
山陽小野田都市計画風致地区竜王山風致地区
- 二 変更の内容
名称の変更

山口県告示第五百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、小野田都市計画臨港地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市産業建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽小野田都市計画臨港地区本港臨港地区
山陽小野田都市計画臨港地区東沖臨港地区
- 二 変更の内容
名称の変更

山口県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、小野田都市計画道路及び山陽都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市産業建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

- 山陽小野田都市計画道路一・三・一宇部下関自動車道
- 山陽小野田都市計画道路一・四・二小野田湾岸線
- 山陽小野田都市計画道路一・三・三宇部下関自動車道
- 山陽小野田都市計画道路三・三・一丸河内烏帽子岩線
- 山陽小野田都市計画道路三・四・二海岸通線
- 山陽小野田都市計画道路三・四・四新開作二軒屋線
- 山陽小野田都市計画道路三・四・五栄町通線
- 山陽小野田都市計画道路三・五・七小野田須恵線
- 山陽小野田都市計画道路三・四・八小野田高千帆線
- 山陽小野田都市計画道路三・六・十四若山通線
- 山陽小野田都市計画道路三・六・十六竜王山西線
- 山陽小野田都市計画道路三・三・十九日の出千崎線
- 山陽小野田都市計画道路三・三・二十一新生町線
- 山陽小野田都市計画道路三・四・二十三西見峠下村線
- 山陽小野田都市計画道路三・四・二十四中央通線
- 山陽小野田都市計画道路三・四・二十六杣尻石束線
- 山陽小野田都市計画道路三・四・二十七大知田下津線
- 山陽小野田都市計画道路三・三・三十三大道畑西系根線
- 山陽小野田都市計画道路三・三・三十五杣尻東線
- 山陽小野田都市計画道路三・四・三十六大久保吉田地線
- 山陽小野田都市計画道路八・七・一東沖新生町線

二 変更の内容
名称の変更

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画道路三・三・二十二逢坂大道畑線

二 変更の内容

名称、位置及び区域の変更

山口県告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、小野田都市計画公園及び山陽都市計画公園を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市産業建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

- 山陽小野田都市計画公園五・五・一 一番堤公園
- 山陽小野田都市計画公園五・六・二 竜王山公園
- 山陽小野田都市計画公園五・五・三 物見山公園
- 山陽小野田都市計画公園六・五・一 末広公園
- 山陽小野田都市計画公園九・六・一 江汐公園

二 変更の内容

名称の変更

山口県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、小野田都市計画緑地を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市産業建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画緑地一 浜河内緑地

二 変更の内容
名称の変更
山陽小野田都市計画緑地四有帆緑地

山口県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、小野田都市計画墓園を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市産業建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称
山陽小野田都市計画墓園一 小野田霊園
二 変更の内容
名称の変更

山口県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び周防大島町産業建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称
大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
二 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び周防大島町産業建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称
東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
二 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び田布施町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称
田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
二 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び平生町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成
二十四年
三月三十日
印刷
発行

発行
所

山口
県知
事庁

- 平成二十四年三月三十日
- 山口県知事 二井 関 成
- 一 都市計画の種類及び名称
平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 二 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針